

「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金」に関する 協力事業者（施工事業者）の募集

銚子市は、2030年に脱炭素を実現する先行地域を全国で100か所以上創出する国のプロジェクトである「脱炭素先行地域」に、令和8年2月に選定されました。

脱炭素先行地域の対象エリアである川口町、明神町の戸建て住宅を対象に、家庭における脱炭素化につながる設備の導入を支援するため、「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金」を開始しました。

市民が安心して補助金を利用できるよう、本補助制度にご協力いただける施工事業者を募集します。

1. 募集対象事業者

- ・ 太陽光発電の設計・施工事業者
- ・ 定置型蓄電池の設計・施工事業者
- ・ 両方を施工可能な事業者
- ・ 太陽光発電システム、定置型蓄電池のリース事業者またはP P A事業者

2. 登録について

登録フォームへ、必要事項を入力願います。

(https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdJppFIlqqrC_uZIHUi68308CS9DgFWExKGBn8vgi6hvGm2cw/viewform)

3. 注意事項

- ・ 本制度の対象となる工事は、本募集に登録した事業者に限定されません。
- ・ ある程度の件数がまとまり次第、市のホームページにて協力事業者リストを掲示予定です。

4. お問い合わせ先 銚子市企画課 再エネ推進室

TEL 0479-24-8912



脱炭素先行地域



登録フォーム

「銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金」の概要

家庭における脱炭素化につながる設備（太陽光発電システム、定置型蓄電池）の導入を支援するため、本年7月に新たな補助制度を創設しました。

1. 補助金の名称 銚子市脱炭素先行地域づくり事業補助金

2. 補助対象設備及び補助金の額

- ・ 太陽光発電システム 補助対象経費の2/3 上限80万円
- ・ 定置型蓄電池 補助対象経費の2/3 上限160万円

3. 補助対象設備を設置する住宅の要件

川口町、明神町に所在する住宅で、次の要件のいずれかに該当すること

- ・ 自ら居住するために新築する住宅（新築住宅）
- ・ 補助対象設備を設置する者が所有する住宅、または第三者と共有する住宅で、設置する者が居住する住宅（既存住宅）
- ・ 自ら所有するするために取得した住宅であり、未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたもの（建売住宅）

4. 補助対象者の要件

川口町、明神町に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者（実績報告を行う日までに当該住宅に住所を移し、住民基本台帳に登録されている者を含む） など

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

(https://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/page020017_00003.html)

